

法令名	消防法	所管課	予防課
処分の種類	特殊消防用設備等の設置維持命令		
根拠条項	第17条の4第2項	処分権者	消防長、消防署長
根拠条文	<p>法第17条の4第2項  消防長又は消防署長は、第17条第1項の防火対象物における同条第3項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等が設備等設置維持計画に従って設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等設置維持計画に従ってこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。</p>		
	<p>消防法第17条第1項の防火対象物における同条第3項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等が同項の設備等設置維持計画に従って設置され、又は維持されていないと認められるとき。</p>		
行政手続法適用の有無	有		
意見陳述の機会の付与	不要 (理由 行政手続法第13条第2項第1号、第3号)		
区分			
制定年月日	平成16年8月31日		
施行年月日	平成16年9月1日		